

業種別の法人市民税収等について

1 業種別の法人市民税収について

＜委員の意見＞

観光関連の法人市民税収は市税収入全体の0.3%ということだが、土産物店等の物販業は入っていないのではないか。物販業を入っていない数字は誤解を生むのではないか。

- (1) 観光産業は、宿泊業、運輸業、飲食業、旅行業等を中心に農林業、伝統産業、製造業など幅広い産業に関連する、非常に裾野の広い総合産業であり、市内での消費を生み出し、多くの雇用を生み出すとともに、他産業への需要創出効果や雇用創出効果等ももたらす本市にとって重要な産業である。
- (2) この間、観光客が増加し、観光関連消費額が増加するなど、京都経済が確実に活性化している。個人市民税（平成27年度決算において前年度比19.6億円増（2.5%増））や固定資産税（同5.7億円増（0.6%増））は着実に税収が増加しており、法人市民税についても税率引下げの影響を差し引けば伸びていたと言え、観光が市税収入の増加（全体で同8.4億円増（0.3%増））の一つの要因ではないかと考えている。
- (3) しかしながら、観光は幅広い産業に関連するため、具体的に税収増にどれだけ寄与したかを算定することは困難であり、法人市民税において観光と市税収入の関係を分析するに当たっても、様々な業種にわたる観光関連の法人のみを抽出して集計することができない。このため、既存の業種の区分の中で、観光による影響を受ける法人が多く含まれていると考えられる旅館料理店の業種を、観光関連のものとして示している。
- (4) なお、特定の土産物店を抽出して法人市民税収を個別に確認したが、各々の事情により、法人市民税収が増加しているものもあれば減少しているものもあり、その一般的な傾向を見出し難かった。

（参考）法人市民税業種別法人税割調定額の推移（別紙1参照）

旅館料理店の法人市民税収については、法人市民税収全体に占める割合は大きくはないものの、着実に増加しているといえる。

※ 平成25年度分は法人税率の引下げ（30%→25.5%）の影響を、平成27年度分は法人市民税率の引下げ（14.5%→11.9%）の影響をそれぞれ受けている。

※ 個人事業主として、旅館料理店を行っている者は含まれていない。

2 旅館料理店の法人市民税欠損法人割合について

<委員の意見>

過去に赤字であった法人も、損失として計上できるものがそろそろなくなってきているのではないか。

- (1) 旅館料理店の法人市民税欠損法人割合の推移を確認すると、着実に減少しており、また、欠損法人割合が全法人の傾向と比較すると、大きく減少しているといえる。

※ 欠損法人とは、ここでは、決算が赤字等のため、法人税割を納めておらず、均等割だけ納めている法人をいう。

(参考) 旅館料理店の法人市民税欠損法人割合の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
旅館料理店の法人数	2,379	2,439	2,489	2,493	2,551
旅館料理店の欠損法人数	1,844	1,817	1,826	1,796	1,741
旅館料理店における欠損法人割合(%)	78	74	73	72	68
(参考)全法人における欠損法人割合(%)	71	70	68	67	66

3 ホテル等の売上げと法人市民税収の関係について

<委員の意見>

ホテル・旅館業や飲食業等の観光関連の業種の売上げと税収はどのような関係になっているのか。

- (1) ホテル、旅館及び料理店は、全体としては売上げ及び法人市民税収ともに増加しているといえる。ただし、個別にみると、各々の事情により、売上げが増加しているからといって必ずしも法人市民税収も増加しているわけではなく、売上げと法人市民税収の関係を見出し難かった。

※ 法人の所得に係る税制については、売上げ等の益金から必要経費等の損金（繰越の欠損金を含む。）を差し引いた所得等を基に課税される仕組みとなっている。

- (2) なお、本市以外の他都市にもホテルや事務所がある法人の場合、法人市民税の仕組み（分割基準）上、京都市内における売上げや利益の増加が、本市の法人市民税収の増加に直ちにはつながらない構造ともなっている。

(参考) 法人市民税の分割基準の概要（別紙2参照）

法人市民税 業種別法人税割調定額(平成23年度～平成27年度)

別紙 1

(現年度分)

(単位:千円)

区 分 業 種	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	全体に占める割合(%)
建設業	737,240	642,547	645,887	818,762	868,451	3.7
食品工業	371,531	458,695	355,968	690,787	359,257	1.6
繊維工業	216,607	152,073	121,208	117,251	123,725	0.5
染色工業	33,162	27,698	19,208	20,652	22,113	0.1
木材工業	33,676	39,683	30,369	29,525	21,812	0.1
印刷紙工業	257,976	266,434	241,320	280,963	295,176	1.3
化学工業	1,010,219	845,276	861,005	888,121	709,992	3.1
鉄鋼金属工業	249,245	202,450	237,374	203,811	206,388	0.9
機械工業	1,779,918	1,735,053	1,945,689	2,471,689	2,822,977	12.2
その他製造業	3,934,705	498,046	1,261,007	2,866,094	1,991,629	8.6
(製造業 小計)	(7,887,039)	(4,225,408)	(5,073,148)	(7,568,893)	(6,553,069)	(28.4)
百貨店・スーパー	155,596	193,537	219,625	156,514	260,250	1.1
繊維販売	451,825	449,130	583,914	496,119	510,121	2.2
その他販売	2,857,780	3,377,227	2,722,718	3,355,299	2,710,717	11.7
(販売業 小計)	(3,465,201)	(4,019,894)	(3,526,257)	(4,007,932)	(3,481,088)	(15.0)
金融保険証券業	5,318,024	5,725,570	5,699,373	6,235,065	6,609,518	28.5
不動産業	1,083,666	1,269,069	1,177,662	1,683,251	1,586,907	6.8
運輸通信公益	1,643,249	1,192,000	1,078,424	1,238,174	1,026,821	4.4
旅館料理店	349,193	421,072	312,876	391,631	466,944	2.0
物品賃貸業	135,101	127,894	106,897	126,129	105,334	0.5
サービス業	1,963,976	2,293,684	2,024,748	2,263,167	2,014,996	8.7
医療業	413,367	364,013	354,855	295,415	260,450	1.1
その他	210,057	224,213	169,387	178,724	210,070	0.9
(合 計)	(23,206,113)	(20,505,364)	(20,169,516)	(24,807,143)	(23,183,648)	(100)

法人市民税の分割基準の概要

- 法人市民税は、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税。
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要。



「分割基準」＝課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

※法人市民税法人税割における分割基準は「従業者数」(パート・派遣労働者を含む。事業年度の末日現在の数値)

(参考例) 法人市民税法人税割における分割基準のイメージ

(京都市内のホテルにおける法人税に係る課税所得額(下の図では「利益」と表記)が500万円のA法人の場合)

HOTEL 	HOTEL 	HOTEL
(所在地) 京都市	(本社所在地) X市	Y市
(利益) 500万円 (従業者数) 50人	0円 100人	100万円 50人

- ① A法人のホテルが京都市のみの場合
法人税額: $500\text{万円} \times 23.4\%$ (法人税率) = 117万円
法人市民税法人税割額: $117\text{万円} \times 9.7\%$ = 113,400円
- ② A法人のホテルが京都市, X市及びY市に存在する場合
法人税額: $(500\text{万円} + 0\text{円} + 100\text{万円}) \times 23.4\%$ = 140.4万円
法人市民税法人税割額:
 $140.4\text{万円} \times (50 / (50 + 100 + 50)) \times 9.7\%$ = 34,000円



約7万9千円の差